

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課	
許 認 可 等 名	徳島市内町コミュニティセンターの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例	
根 拠 条 項	第 9 条	
連 絡 先	内町まちづくり協議会 幸町会館 (電話 6 2 3 - 2 3 4 7 )	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 第 2 条 条例第 9 条の規程により、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。 (2) 国の機関又は地方公共団体(本市を除く。)若しくはその機関が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>【その他】</p> <p>1 定期的に利用する場合は、3 割引とする。 2 市の関連事業、内町まちづくり協議会が利用する場合は、無料とする。 3 内町まちづくり協議会加入団体が利用する場合は、5 割引とする。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 2 4 年 8 月 1 日 設 定 ( 令 和 6 年 3 月 1 日 最 終 変 更 )
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 ( 設 定 し な い も の に つ い て は そ の 理 由 )	総日数 即 日 ~ 5 日 ( 休 日 を 除 く )
	設 定 等 年 月 日	平成 2 4 年 8 月 1 日 設 定 ( 平 成 年 月 日 最 終 変 更 )